

第1回検討会における主なご意見

議題1：薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会の進め方

1. 夜間・休日及び離島・へき地での外来・在宅医療における薬剤提供のあり方について
 - ① 夜間・休日の場合、離島・へき地の場合をしっかりと分けて議論することが必要。
 - ② 夜間・休日、へき地、緊急時、急変など語句の定義を明確に整理した上で議論すべき。
 - ③ まずは大部分の国民に対して救っていけるようなボリュームのあるところから議論することが重要であり、事実関係として数値があれば、それを踏まえることが必要。
 - ④ 夜間・休日、在宅、離島・へき地における医薬品提供については、医療があつて、それに基づき発生するものであり、医薬品提供を単独で検討するべきではない。医療計画の中での考え方を踏まえつつ、地域に合わせた最も効率的なやり方を検討する必要があるのではないか。
 - ⑤ 単純に薬剤をとにかく提供すればよいということではなく、もともとの薬物治療をどう進めるかが重要。
 - ⑥ 夜間・休日対応について、地域の薬剤師会で広報している場合に会員の薬局しか入っていないことも多い。行政などがとりまとめて、全ての薬局が参画して質を担保する必要があるのではないか。
 - ⑦ 夜間・休日対応において、無菌調剤の対応も含めると回らなくなる場合もある。無菌調剤までできないと夜間・休日対応として十分でないとなると、今度は社会資源が乏しく、一部の薬局に負荷がかかってくるので、無菌調剤を切り離して考えることが必要。
 - ⑧ 在宅において、保険医が投与することができる注射薬に含まれないため、院外処方することができず薬局から払い出せない薬剤があり、無菌調剤をするに当たって混ぜることができないというような場合もあり、このような薬剤の取扱いの観点も含めて議論してほしい。
 - ⑨ 在宅医療の現場では、発熱、便秘、疼痛などの症状については事前にある程度予測がつくので、それに対応する薬を定時薬と一緒に先に渡して、患者さんと連絡を取ったり、訪問看護師さんからの連絡、医学的な情報を得た上で判断して使えるようにしている。熱が出たら何でも急変というようなことではなく、想定外のことが起きたときに急変だと考えている。
 - ⑩ 訪問看護の中で課題となっていることの1つに、タイムリーに薬剤を使用できないことがあると把握している。様々な事実・状況をしっかりと確認しながら検討を進めていただきたい。
 - ⑪ 訪問看護において、処方箋が出たときに必要な薬をいかにタイムリーに患者さんに届けるかということが大きな課題であり、看護の連携や地域連携の中で、いかに地域のリソースを使ってお薬を適切に届けるか、悪化を防ぐかが非常に重要である。
 - ⑫ 施設在宅としても実態を踏まえないと薬局間での連携が難しいことも想像されるため、議論の前提となるデータがあるのであれば、それに基づき議論すべき。特に、施設在宅

については、大原則である患者さん本人や家族が医療機関やかかりつけ薬局を選ぶことがないがしろにされているという現状があると思われるが、これについては、施設ごとの入っている医療機関の数や薬局の数を調べていただければ大体分かるのではないかと。

- ⑬ 施設に入居している患者への対応について、別々の薬局が対応すると、薬局ごとにいろいろな形で調剤していたものについて施設の中で一律に対応することは、施設の看護師等の負担になるのではないかと考えられる。
- ⑭ へき地等々でいわゆるオンライン診療して薬が出せないといった事例がどれくらいのボリュームであるかが分からないと、特例的な事例の議論になってしまう。実態を踏まえて議論することが重要。
- ⑮ 入院時において、主治医だけではなく、かかりつけ薬局から病院の薬剤師に、患者の服薬状況について伝達することは患者の安全性の点からも重要。退院時も同様であり、入退院時の薬剤師の情報連携をお願いしたい。

2. 認定薬局、健康サポート薬局など薬局機能のあり方について

- ① 患者のための薬局ビジョンをまとめて以降、薬機法改正もあった中で、どのように薬局・薬剤師の業務が変わっていったのかも踏まえて、患者のための薬局ビジョンについてもっと新しい考え方がないのか検討が必要ではないか。
- ② 患者が普段利用している薬局ではできないことについて、地域の健康サポート薬局や地域連携薬局に頼って対応できるようにすることが重要であり、そのような観点で要件の見直し等も含めながら、地域連携薬局と健康サポート薬局の在り方を検討していただきたい。
- ③ 健康サポート薬局や認定薬局については、制度の背景や目的を踏まえて議論することが必要。
- ④ 健康サポート薬局、認定薬局については、国民がほとんど認知していない。国民のための、国民が選ぶための薬局機能という視点で検討が必要。

3. その他

- ① 薬局・薬剤師の機能強化については、薬学部の卒前教育と卒後研修の在り方や認定や専門薬剤師の様々な制度についても、今後、議論していただきたい。

議題2：薬剤師の対人業務の強化のための調剤業務の一部外部委託について

- ① 受託薬局から患者に直接配送する場合については、最終的な評価の際に、委託薬局に戻して監査を行う場合と、同等の安全性がしっかり確保できることを、特区での検証において確認していただきたい。
- ② 受託薬局の第三者認証について、地方公共団体の確認で代替する場合、確認者によってずれがでないように、標準化していただきたい。

- ③ 監査支援装置について、委託薬局に戻して監査を実施する場合でも、安全確保のためには受託側の薬局においても必須としていただきたい。
- ④ 直送する場合の配送料について誰が負担することになるのか整理すべき。